

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

税務ニュース

No. 459

平成26年11月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

【目次】

堀腰三知男署長・竹之下誠副署長にインタビュー—— 2~3
税務署だより—— 4

都税事務所だより—— 5

法人会の活動—— 6~7

法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」まとまる—— 8~9

わが町の空襲(松沢英夫さん)—— 10

事務局だより—— 11



いづ政「割烹」

店主は関西割烹の名店「出井」で修業した実力派ながら、気さくな江戸っ子。
出汁のきいた上品な料理を気取らずにいただける。

◆
文京区湯島3-38-3

☎03-3832-3210

●営業時間/18:00~21:30

●休店日/日・祝・第2土



欧風料理 すいせん『洋食』

湯島天神男坂参道に面した小さなお店だが創業約50年。
昔ながらの欧風料理店で、じっくり煮込むシチューなど好評。

◆
文京区湯島3-33-2

☎03-3832-3737

●営業時間/18:00~翌1:00

●休店日/日・祝

イラスト/ふるさと画家:上野啓太

引用/「食の文京ブランド100選 おいしゅうございまっぷ」より

※「食の文京ブランド100選」とは、区内商工団体が中心となって食生活ジャーナリストの岸朝子氏を委員長に「食の文京ブランド選考委員会」を設置。
文京区内の優良な飲食店やお土産品店100店を推奨し、区内の地域活性化を図ることを目的としている。

継続は力なり

Interview



▲中央前列 堀腰署長
後列左より 五十嵐副委員長、松下委員長、吉田委員、竹之下副署長、森田委員

台風184号の風雨も収まり、日が差し始めた10月6日昼過ぎ、7月に赴任された堀腰三知男署長のインタビューを、松下広報委員長、森田委員、吉田委員と共にさせて頂きました。最初は緊張ぎみでしたが、すぐに和やかなインタビューとなりました。

Q 着任から3カ月、本郷地域の印象はいかがですか？

署長：歴史、伝統、文化の街と言うのに相応しい地域と感じます。地下鉄根津駅から東京大学の方に上がってくると弥生式土器掘ゆかりの地という石碑があるのに気が付きましたが、弥生の名称はこの地名であることは知りませんでした。
この地で勤務できることを大変嬉しく思います。

Q 前任地でのお仕事は？

署長：前任地は東京国税局で3年間、大企業関係の税務調査を担当する統括調査官を、その前は新潟県の小千谷税務署の署長を1年しておりました。小千谷は雪深い所で4mほども積もることがありますが、お酒は流石に酒処らしく美味しい所でした。
更にその前は東京局税務相談室副室長として2年、その前は税務大学校教授として研修生によるゼミの運営や講師の仕事を2年しておりました。

また、その前は甲府税務署副署長をしておりました。甲府は酒類の製造元が沢山あることは皆さんご存じと思いますが、実は水晶の加工から始まった、宝石加工の会社も多くあることは余り知られてないと思います。

因らずも武田信玄と上杉謙信の領地を単身赴任で勤務したことになります。

Q ご出身地は？

署長：北海道はオホーツク海沿岸にあります紋別郡湧別町です。兄二人、姉一人の4人兄弟の末っ子です。湧別は半農半漁の町ですが、海に近いところで育ちました。父親は木工所勤務の工員でした。

松下広報委員長：弊社の仕事の関係で湧別は良く知っていますが、とにかく、日本一夕日が綺麗

な所だと思います。冬は流水を見る事が出来ます。

署長：その通りです。流水が現れると途端にぐっと冷え込みます。

Q 税務の仕事に就かれたきっかけは？

署長：母から安定した仕事なら税務署が良いとの勧めで税務大学校に入校しました。ちなみに8才年上の兄も税務署に勤務しておりました。

Q ご家族は？

署長：今は千葉県流山市で家内と二人暮らしですが、二人の娘は既に嫁に行っており孫もいます。叔母の隣に住んでいた娘さんが今の家内です。

Q ご趣味は？

「ほうじん本郷」(当誌)の署長プロフィールには趣味「孫とのお風呂」と書いていらっしゃいますが？

署長：これといった趣味が特にありませんので、「孫とのお風呂」にしましたが、甲府、小千谷勤務時はよく日帰り近くで温泉に行きました。甲府勤務時に行きました「ほったらかし温泉」が印象に残っております。

Q お好きな食べ物は？

署長：醤油系のラーメンが好きです。晩酌も欠かしません。ビールが一番ですが、日本酒も嫌いではありません。日本酒は辛口が好みです。

Q 本郷法人会に望むことは？

署長：利根川会長を始め会員の皆様方の税務行政に対する深いご理解とご支援ご協力に対して感謝申し上げます。

本郷法人会では、積極的、かつ地域に密着した多彩な事業を展開されていて感心致しております。引き続きのご尽力をお願い致しますと共に、更に多くの法人にご入会いただければと思います。

Q 座右の銘等ありましたらお聞かせ下さい。

署長：「継続は力なり」でしょうか。
私自身は出来ておりませんが、こつこつと積み上げる事が大切ということです。



▲左より 吉田委員、五十嵐副委員長、松下委員長、森田委員

▲右より 堀腰署長、竹之下副署長

7～8年前の事ですが、税務大学校の教授をしておりました頃、出来上がるまでにかなりの時間がかかりましたが、それまでに無かった源泉所得税の専門書（講本）を作ったことが印象に残っております。

（コツコツと真剣に目の前の仕事をこなして行く、お人柄とお見受け致しました。広報委員長や私などは大いに見習わなければと思います。）
（五十嵐 記）

堀腰署長略歴	
昭和48年4月	東京国税局採用
平成16年7月	甲府税務署副署長
平成18年7月	税務大学校教育第一部教授
平成19年7月	〃 総合教育部教授
平成20年7月	東京国税局総務部税務相談室副室長
平成22年7月	小千谷税務署長
平成23年7月	東京国税局調査第四部調査49部門統括国税調査官
平成24年7月	〃 調査7部門統括国税調査官
平成26年7月	本郷税務署長



竹之下 誠副署長インタビュー

堀腰新署長インタビュー終了後、新署長と同じく7月に本郷署に赴任された竹之下誠副署長にインタビューさせて頂きました。

Q 前任地は？

副署長：東京国税局の消費税課におりまして、直前の2年間は、現在の消費税率の引上げ法案が成立して、署における相談体制の整備や全国からの転嫁や価格表示に関する問合せを受ける「消費税総合相談センター」の国税局分室の設置などを担当していました。

Q ご出身は？

副署長：長野県長野市です。親は普通のサラリーマンでしたが、学校の先生に勧められて、高校

卒業後、船橋の税務大学校に入校しました。

Q 本郷地域の印象は？

副署長：特に縁のある所ではありませんでしたが、税務署の裏側にある誠之小学校の「之」と「誠」が私の名前に含まれていて、これはやはり何かの縁かなと思います。

Q ご趣味は？

副署長：若い頃はスキーに熱中していましたが、ここ3年位は、旅行の体験コーナーで知った蕎麦打ちです。段位検定というのがありまして、現在、三段目指して練習中です。

Q お好きな食べ物は？

副署長：肉より魚という感じで、日本酒ビール等お酒は何でも大丈夫です。

Q ご家族は？

副署長：妻と大学3年の娘と高校2年の息子がいます。

Q モットーは？

副署長：目標を作り、一步一步その目標を目指して進む事が大切だと思っております。本郷署は副署長が一人なので、仕事の範囲も広がりますが、むしろ広い範囲の仕事ができることにとても感謝しております。

Q 本郷法人会に望むことは？

副署長：いろいろな事業を展開されており大変感謝しております。今後も益々発展される様お願い致します。

（五十嵐 記）

竹之下副署長略歴	
昭和58年4月	東京国税局採用
平成20年7月	東京国税局課税第一部審理課主査
平成22年7月	〃 〃 総括主査
平成24年7月	〃 課税第二部消費税課総括主査
平成25年7月	〃 消費税課課長補佐

決算法人説明会の会場が変わります

毎月、税務署5Fの大会議室で開催しております決算法人説明会等につきましては、平成27年1月～3月の間、同会場が確定申告説明会の準備会場となります。

つきましては、下記のとおり、決算説明会を**文京区民センター**で開催することといたしますので、お間違えのないよう、よろしくお願いいたします。

名称	日時	開催場所	講師	内容
決算法人説明会	1月15日(木) 午後1時30分～3時30分	区民センター 2A	本郷 税務署 審理 担当 官	申告と決算の 基礎知識 法人税・消費税・ 源泉所得税の 改正点とチェック ポイント
	2月5日(木) 午後1時30分～3時30分			
	3月19日(木) 午後1時30分～3時30分	区民センター 3A		

≪区民センター住所≫
文京区本郷4丁目15-14 Tel 03-3814-6731



～相続税の改正について～

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税の基礎控除が引き下げられます。

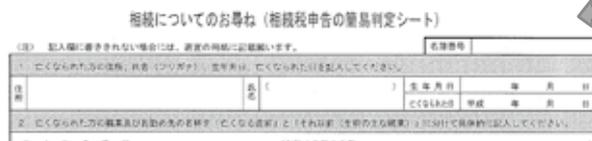
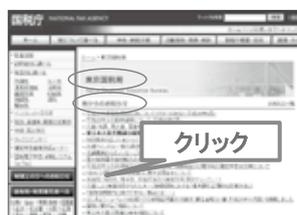
改正前 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)
改正後 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

相続税申告の要否については「相続税についてのお尋ね(相続税申告の簡易判定シート)」をご利用ください。

簡易判定シートの用紙は税務署に備付の他、国税庁HP(www.nta.go.jp)からも出力できます。

【掲載場所】

国税庁HP→東京国税局HP→国税局からのお知らせ→資産税関係チェックシート
なお、税務署での面接相談は**電話で事前予約**をお願いします。



東京税理士会本郷支部では「税の無料相談」を行っておりますので、
こちらをご利用ください。(税理士会本郷支部へ電話で予約)



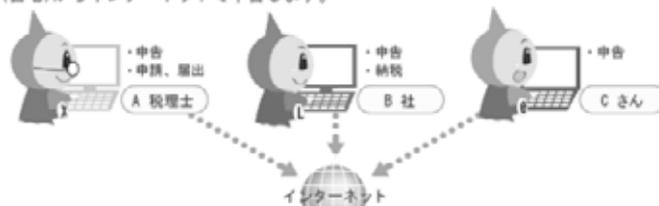
電話 03-3814-3709
開催日 12月1日(月)
平成27年1月13日(火) 各日とも午後1時～4時
場所 東京税理士会本郷支部 (文京区本郷2-40-7 YGビル4階)

地方税の申告はネットが便利！

eLTAXの主なメリット

- 手続きが自宅やオフィスでできます。
- 複数の地方公共団体(提出先)への申告も一括で処理できます。
- 無料ソフトのPCdeskのほか、市販のeLTAX対応財務ソフトを使用して、申告書が簡単に作成できます。

1. オフィス(自宅)からインターネットで申告します。



2. 地方税ポータルセンターで受付します。



3. 各地方公共団体へ配信されます。

eLTAX 利用できる時間

利用時間を拡大しました！

〈ご利用時間〉**8:30~24:00**

(土日祝日、年末年始を除く)

平成26年9月16日から

eLTAXがさらに便利になりました。

- 利用届出(新規)を提出後、直ちに電子申告の申請を利用できます。
- PCdeskで固定資産税(償却資産)申告データのCSV取り込み及び2,000明細を超えるデータの送信が可能になります。

【問い合わせ先】

〈ご利用手続について〉

ヘルプデスク 0570-081459 (IP電話をご利用の場合: 03-5500-7010)

※9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

〈申告、申請・届出、利用届出の内容について〉

【法人事業税・都民税、地方法人特別税、事業所税】千代田都税事務所の各税目担当係TEL3252-7141(代)

【固定資産税(償却資産)】文京都税事務所償却資産係 TEL3812-3241(代) 内線 341~343

〈納税について〉 文京都税事務所徴収管理係 TEL3812-3241(代) 内線 352~356

平成26年度会員増強大会及びチャリティー寄席

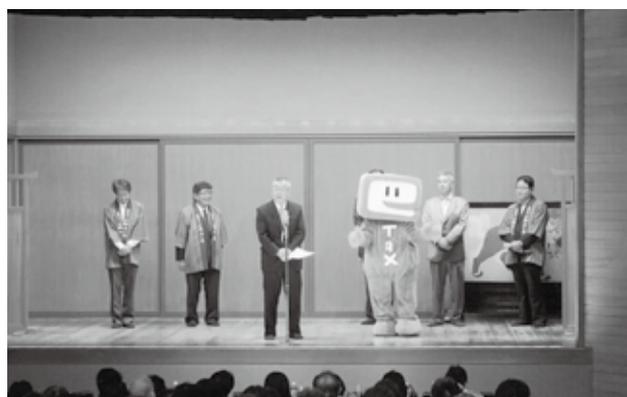
—上野「鈴木演芸場」で190名が参加—

平成26年度会員増強大会及びチャリティー寄席が9月10日(水)、午後5時30分より上野「鈴木演芸場」で開催された。第1部会員増強大会は厚生組織委員会担当の加藤高身副会長が司会を務め、利根川政明会長の挨拶に続き、田中元浩委員長が会員増強運動推進施策について発表した。

その後、堀腰三知男税務署長、大同生命保険(株)安部謙志東京支社長、AIU損害保険(株)今村竜也東京第二支店長がそれぞれ挨拶をした後、第2部チャリティー寄席が始まり、星野芳輝委員長の司会で、東村昭平副会長が日頃のご協力に感謝申し上げた。引き続き、演芸が始まり奇術や三遊亭圓丈師匠の落語などで楽しい一時を過ごした。



▲田中厚生組織委員長が推進施策を発表した。



▲あいさつをする堀腰署長とキャラクターのイータ君

今年も、浴衣着付け教室を開催

女性部会 山中 一江

女性部会主催による浴衣着付け教室を8月8日(金)、午後7時より割烹「かねこ」に於いて開催しました。先生は昨年同様、CUT STUDIO 25 YUSHIMAの檜山先生と村松先生をお迎えし、参加21名の女性で楽しいお教室になりました。金曜日の夜に開催ということで、まずは先生にも加わっていただき和やかな雰囲気の中に軽食で腹ごしらえ後、お教室を開始。今回が初めて自分で着付けをするという方の為に、先生のお一人がモデルとなり、浴衣の名称等、基本から教えていただき、実際に着付けをしながら分かりやすく教えて下さいました。

その後、それぞれが浴衣を着る際には、日頃、着慣れている役員が先生のアシスタントとして大活躍。基本の文庫結びのほか、もう少し上級者には、変わり結びも伝授いただき、経験者も自分で着るのは初めてという方も、“大変賑やか”に学びました。今回が2度目のお教室でしたが、男性の参加は出来ないのかとのお声を多く頂戴しました。

来年、第3回浴衣着付け教室が実施される際にはカップルで、又は男性お一人でのご参加もできるかも知れません。ホームページ、会報等で広報いたします。



▲上手に結べた文庫結びや変わり結び

法人税の基礎講座が開講

—研修シリーズ—

法人税の基礎講座(研修シリーズ)が9月3日(水)、午後1時30分より本郷税務署大会議室で開講した。この講座は6回シリーズで講師は法人課税第1部門の菊地調査官が担当。第1回「決算書・申告書のしくみ」・「同族会社の判定」・「役員給与」から始まり、第5回目は復興特別法人税/欠損金の繰越控除、消費税などについて別表を作成しながら学べる講座で毎回好評を得ている。



▲分り易く説明する菊地調査官

第3回源泉基礎講座

現物給与を学ぶ

第3回源泉基礎講座が9月4日(木)、午後2時より本郷税務署大会議室で開催され、講師の源泉部門 松井調査官より現物給与の範囲、課税されない食事の支給、永年勤続者に対する表彰や創業記念品の課税の要否について問答式で説明がされた。



▲講師を務める松井調査官

第2回税法等研修会を文京都税事務所会議室で開催

—平成26年度法人事業税・都民税等の税制改正を学ぶ—

第2回税法等研修会が9月19日(金)、午後2時より文京都税事務所会議室で開催され、平成26年度法人二税の税制改正について1. 法人都民税・法人事業税の税率の改正等2. 復興特別所得税の取扱い3. 税額控除制度4. 法人に係る利子割の廃止やe LTAXのメリット、サービス状況・利用率また、省エネ促進税制の適用期間が延長になった説明がされ、最後に償却資産の申告について、それぞれ千代田都税事務所・文京都税事務所の担当職員より説明がされた。



▲担当の方より分り易く説明がされた

第16回根津・千駄木『下町まつり』で税金コーナーを出展

—本郷税務連絡協議会—

第16回根津・千駄木『下町まつり』が10月18日・19日の両日、根津神社境内で開催され、模擬店やフリーマーケットなど様々な催しが行われる中、メイン会場に本郷税務連絡協議会が税金コーナーを出展し、来場者に税金クイズをして頂いたり税に関するパンフレットや一億円のレプリカの重さを実際に体験して頂いた。



▲本郷税務連絡協議会が税金コーナーを出展

中小企業活性化のための税制措置の確立と 聖域なき行財政改革の推進を強く求める!

法人会の「平成27年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人 全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「社会保障と税の一体改革と今後のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「国と地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国85万会員の声として、財務省、中小企業庁、自民党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

○我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。

○改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

○事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

3. 財政健全化に向けて

○財政健全化の達成は税の自然増収や増税

のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠である。その際には社会保障をはじめとした各歳出分野に削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行することを求める。

○消費税率のさらなる引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるだろうが、財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

○国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。

○「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。

5. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要で

ある。

○個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識をもつことも重要である。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである(法人実効税率20%台の実現)。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい(代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべき)。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なく

とも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含め、本則化することを求める。

○小額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、本則化することを求める。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われた。しかし、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設を求める。

III 国と地方のあり方

○地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。

○地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

IV 震災復興

○被災地の復興の遅れが依然として改善されていない。復興事業に当たっては、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —



20年前、地域雑誌を始めてから、何度か、空襲を記録化しようとしたことがあった。

そのたび「つらいことを思い出させないで」「戦争の話だけはしたくない」という拒否や抵抗に出会った。

「爆弾が落ちた、死人が出たなんていうと地価が下がる」という方もいた。

もはや、戦後60年。今回はたくさんの方が協力してくださった。今のうちに語っておかなければと思われたのでしょうか。どうぞ話して下さい。これからも聞きにまいります。

松沢英夫さん(千駄木)

うちは最初、駒込吉祥寺の前、今の吉片町会って所、あそこで三河屋平右衛門で小間物屋だったんです。そしていつもは小間物を売って、いざ人が亡くなると座棺を仕立ててあいよって持ってく。まあ寺町といっても月に一回あればいい仕事だから専業でやる人はいなかったんでしょう。菩提寺は六地藏のある駒込の西福寺、よく池波正太郎さんの小説に出てくる寺です。六代目で、三河屋を名乗って四代目。そして祖父の松沢喜之助が次男だったので、吉祥寺から道灌山下へ移って葬儀屋をはじめました。

私は昭和10年2月の亥の生まれで、空襲の時十歳でしたが疎開はしなかった。うちが5月に焼けて道灌山から坂下町に移ったんで3月4日のことは知らないんです。

私が出たのは表通りにあったかに谷の並びで、向かいのサミットのところが製氷会社。あそこで伊藤律(除名された日本共産党指導者。ゾルゲ事件に関わる)がつかまった。子供の秘密の遊び場もあのなかにありました。その上の原っぱでタコあげしたり野球をしたり。

3月4日はサミットの前に爆弾が落ち、1人死んだ。坂下の鹿島湯のコンクリ倉庫に落ちて21名死亡、行方不明2名。父はお棺を作ってもってったので現場を見てるんです。あの時は道灌山の私んところからお棺を持っていっても足りないから、根津の神谷さんところのも持って来てもらいました遺体はかなりひどい状態で、父は三日くらい飯が食えなかったといっていました。

3月10日は、今度こそみんな死ぬんだと思って怖かった。5月のときは防空壕に入ったら逃げられないから、空襲警報が鳴ったらとにかく火の海にならないうちに高台に逃げたほうがいと家族と言い交わしてました。

おふくろとばあさんと妹と弟で諏方神社に逃げた。あそこは高台で下町の状況がよく見えるので、どっちへ逃げたらいいかわかる。藍染保育園の辺に一発落ちたのがみえました。

鹿島湯の場所はすり鉢型の穴が開いていて、戦後はそこで野菜なんか作っていましたが、十年くらい経って平和荘ってアパートが建つとき、とにかくここで亡くなった方の冥福を祈ろうということになった。うちの親父やたばこ屋の服部さん、藪そばの金子さんの先代なんかがいだしっぺで法要をしたんです。お地藏さまを買ってきて、近所の大工が小さいお堂を作ってくれた。

それが風雪で雨漏りするうちに1990年に入って地上げの話が持ち上がり、業者持ちで移動させ、お堂も建て直してもらいました。裏から通りに面したところに移ったので、お参りする方は十倍に増え、毎日欠かさない方もいます。水かけ地藏と間違えてびしょびしょになるのが困るけど、お水と亡くなった子たちのためにジュースや牛乳を毎日うちの妻が供えています。町内の人たちが自発的に立て、自発的に守り続けているお地藏さまって、少ないんじゃないですか。

記事提供：谷根千工房(其の八十)より
<http://www.yanesen.net>

(空襲を体験された方がおられましたら編集部までお知らせください。)

事務局だより

新会員のご紹介



- ① 菓子食品新聞(株)
湯島 2-31-24 湯島ベアービル 6F 3868-3101
報道・出版業
- ② (株)レイプランニング
本郷 2-17-5 ツイン壱岐坂 602 5800-3838
建築設備設計業
- ③ (株)マルゼキ
本郷 2-15-13 お茶の水ウイングビル 8階 5615-8785
時計・アクセサリメーカー
- ④ 四谷タウン総合法律事務所
新宿区四谷 1-7-8 松山ビル 3階 5312-7227
法律事務所
- ⑤ 富士エレベーターズ・アンド・エスカレーターズ
本郷 3-42-3 5805-1088
製造販売
- ⑥ 磯村幸子
本郷 3-5-5 3818-1412
飲食(お好み焼き)
- ⑦ 強化土(株)
本郷 3-15-1 5684-6232
コンサルタント
- ⑧ 日本パルスモーターホールディングス(株)
本郷 2-16-13 3813-8841
経営コンサルタント
- ⑨ (株)オールムービー・ジャパン
本郷 1-33-4-2F 5840-7713
IT関連
- ⑩ (株)ISSI
新宿区西新宿 2-4-1 NSビル 14階 090-7414-5349
保険代理店

社会貢献研修委員会『街の美化活動』よりお願い

地元の税務署・警察署・消防署のうち6署の玄関前に季節の『花のプランター』を当会会員の(有)宮田花店様へご依頼し設置しております。

- 6署** 本郷税務署・本富士警察署・駒込警察署・本郷消防署・本郷消防署駒込出張所・根津出張所
プランターの土が乾いておりましたらどうぞお水をあげてください



編集後記

昔から語り伝えられている日本の言葉に、「急がば回れ」という言葉がありますが、日本の交通事故の41.9%が交差点内で起きているのだそうです。「ラウンドアバウト」(環状交差点)をご存知ですか。パリの凱旋門の周回を車がゆっくりと回りながら走り抜けているあの交差点です。もう日本でも全国で50カ所ぐらい出来ているそうです。この信号機の無い交差点の利点は、黄信号や赤信号でも無理して進入し早く抜けてしまおうとする意識が働かなくなるから事故が起きなくなる道理で、その他に良い事がたくさんあるそうです。法人会では会員増強運動を行っております。無理なくゆっくり楽しみながら勉強できる会です。宜しくお願い致します。

(中村 登美男)

24時間365日、いつでも見守り駆けつけます

法人会 セコム・ホームセキュリティ紹介制度

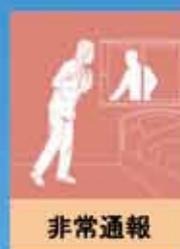
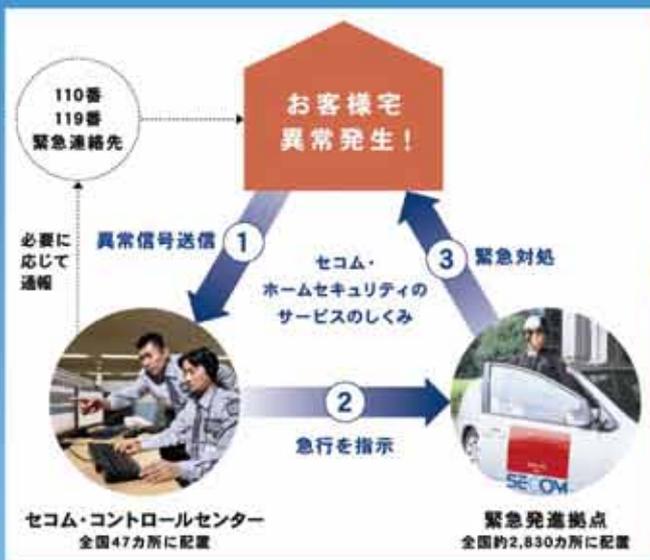
法人会では、会員企業経営者及び従業員の皆様のご家庭を見守るセコム・ホームセキュリティと、会員企業の会社を見守るセキュリティシステムを特典付きでご紹介いたします。万が一に備えたセキュリティサービスをご利用ください。

ほんとうの「安心」は、ここにあります。



セコム・ホームセキュリティ

■契約・サービス提供/セコム㈱



※オプションサービス

《料金の一例》	2LDK・マンション	4LDK・一戸建て
月額基本料金	4,600円(税別)	7,400円(税別)
工事料	30,000円(税別)	62,000円(税別)
保証金	20,000円(非課税)	20,000円(非課税)

特典

※この特典は新規のご契約に限り対象となり、セコム社との直接契約が条件となります。また他の特典との併用はできません。

ホームセキュリティの特典

20,000円を東京法人会連合会よりご契約者様に還元します。

会社(事務所・店舗等)向けセキュリティの特典

初回月額基本料金の70%相当額をご契約会員企業様に還元します。

お問い合わせ セコム ホームマーケットデスク
電話 0120-756-892 午前9時～午後6時(年末年始を除く)
(フリーダイヤル)セコムが役に立つ
※お問い合わせの際は必ずご加入の法人会名をお申し出ください。